

議案第16号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 雑則（第19条～第28条）

第5章 委任（第29条）」

を

「第4章 公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（第18条の5）

第5章 雑則（第19条～第28条）

第6章 委任（第29条）」

に改める。

第2条の5中「第2条第13号」を「第2条第15号」に改める。

第5章を第6章とし、第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 公募対象公園施設設置等予定者選定委員会

第18条の5 法第5条の2第2項第9号に規定する評価の基準及び法第5条の4第3項の規定による選定に関する事項について調査審議するため、川崎

市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 第 3 項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。
- 7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

公募対象公園施設設置等予定者選定委員会を設置し、及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。